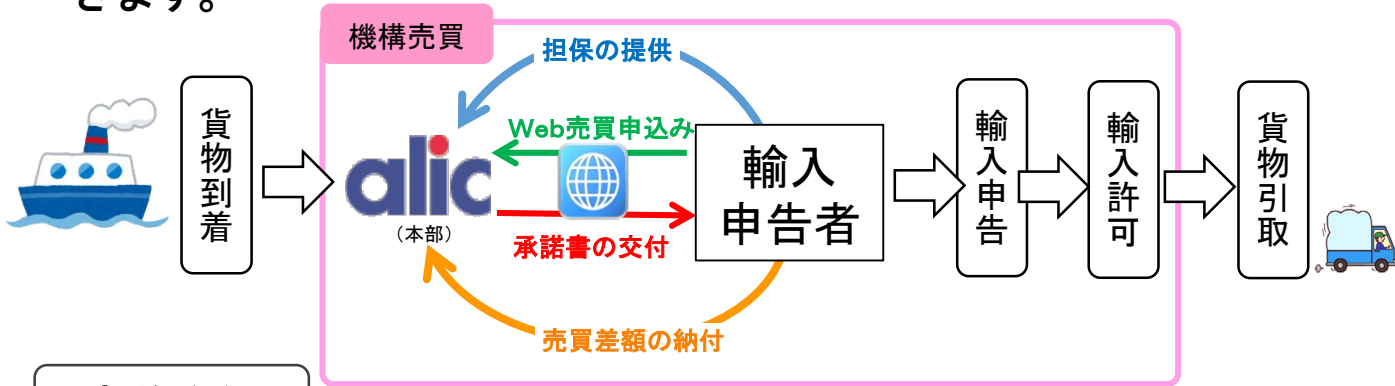


1 概要

- ◆ 輸入申告の前に、輸入申告者（又は所有者）が機構とWeb上で同時に売り買いをし、その売買の差額を売買差額として納付していただきます。



事前登録

業者登録

輸入申告者の会社情報、手続を代行する通関業者等の情報を登録していただき、機構から売買用Webサイトを利用するための固有のログインIDを通知します。売買用Webサイトはこちらから→ (<https://sscs.alic.go.jp/sscs/>)

含糖率の登録

ログインID取得後、輸入する商品ごとの砂糖の含有率(含糖率)の情報を売買用Webサイトから登録してください。あわせて、その含糖率がわかる書類(成分表など)を提出(アップロード)してください。

- ◆ 業者登録は輸入申告者が自ら行う必要があります。

ステップ1

Webによる機構売買申込み

- ・輸入申告の内容を売買用Webサイトで入力し申込みます。
- ・通関業者がWeb入力を代行することも可能です。
- ・申込内容を確認できる添付書類を提出します。

ステップ2

担保の提供

- ・売買差額相当額を担保として提供していただきます。
- ・一定期間分をまとめて提供いただくと、都度の機構売買手続がスムーズになります。

- ◆ 担保の提供は輸入申告者が自ら行う必要があります。

ステップ3

承諾書の交付 → 輸入申告

- ・機構発行の承諾書(写し)が税関での輸入申告の際の関税法第70条の他法令証明になります。
- ・税関提出用の承諾書(写し)は、売買用Webサイトからダウンロード又はメールで機構から通関業者へお送りできます。

- ◆ 承諾書が他法令証明となります。

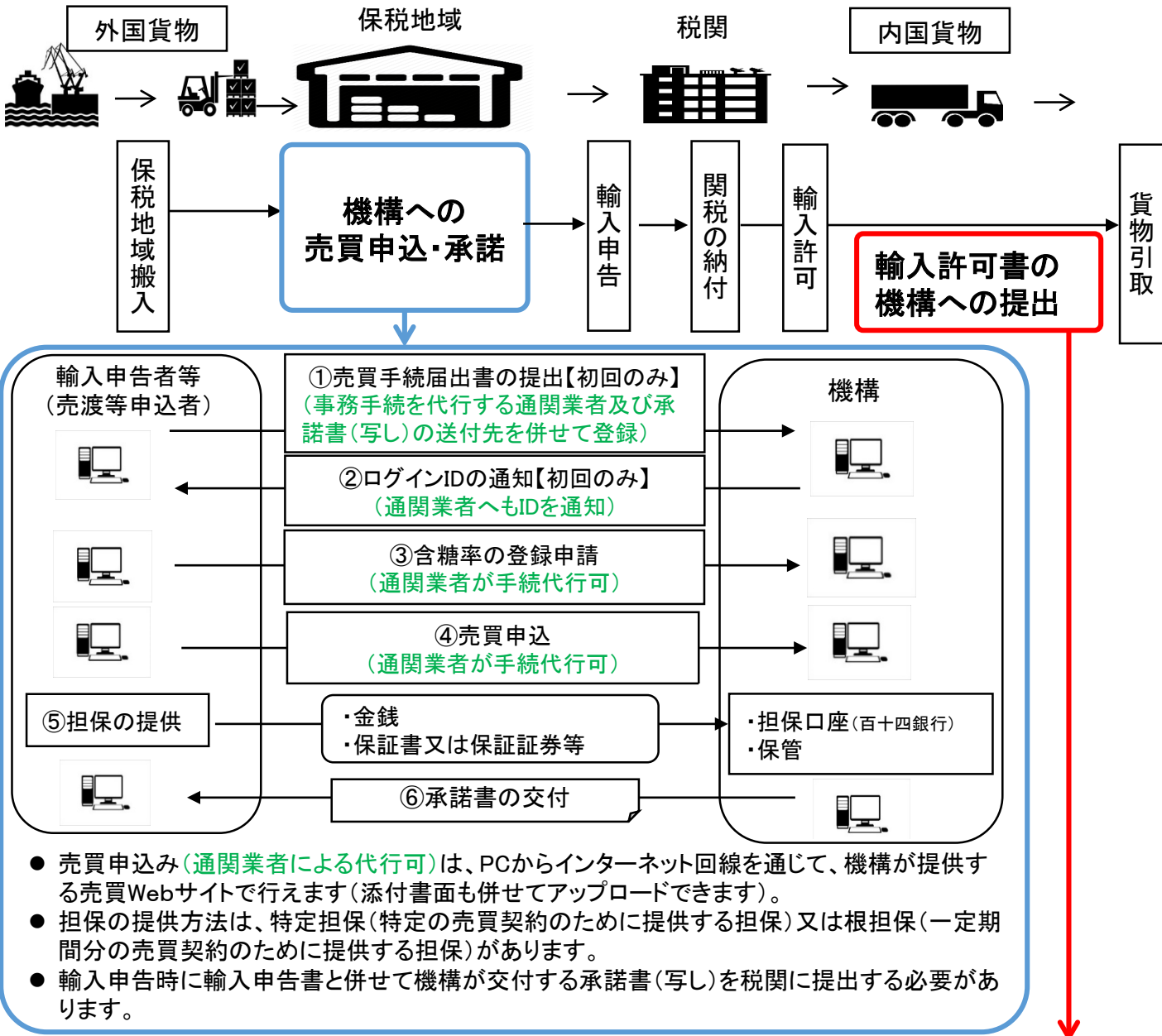
ステップ4

売買差額の納付

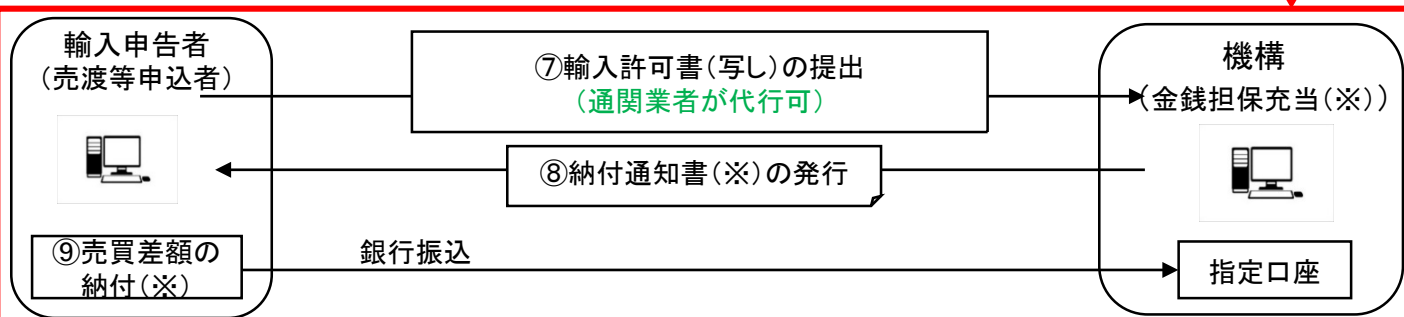
- ・輸入許可後、輸入許可書(写し)を機構に提出します。
- ・納付通知書をお送りしますので、売買差額を納付していただきます。(金銭担保を売買差額に充当する場合、領収済通知書が発行されます。)

- ◆ 売買差額の納付は輸入申告者が自ら行う必要があります。

2 フロー図



- 売買申込み(通関業者による代行可)は、PCからインターネット回線を通じて、機構が提供する売買Webサイトで行えます(添付書面も併せてアップロードできます)。
- 担保の提供方法は、特定担保(特定の売買契約のために提供する担保)又は根担保(一定期間分の売買契約のために提供する担保)があります。
- 輸入申告時に輸入申告書と併せて機構が交付する承諾書(写し)を税関に提出する必要があります。



※金銭担保を充当する場合(輸入許可後にあらかじめ提供した金銭担保を機構が指定口座に振り替えるもの)は、あらためての売買差額の納付は不要です(納付通知書は交付されません)。なお、充当以外で売買差額を納付する方法としては、①個別納付(売買の都度発行する納付通知書により納付するもの)、②一括納付(一月分をまとめて発行する一括納付通知書により納付するもの)があります。

3 担保

(1) 担保の種類及び提供方法

- ① 輸入申告者には、売買申込の際に、売買差額に相当する額(担保)を機構に提供していただきます。
- ② 担保(金銭)に利子は付きません。
- ③ 担保の種類と、担保の提供方法については、売買差額の納付方法に応じて、輸入申告者が下表のとおり選択することができます。

種類	提供方法	
金銭(担保金口座:百十四銀行)	特定担保 (1件の売買申込の売買差額に相当する額を提供するもの)	根担保 (一定期間における複数の売買申込の売買差額に相当する額(注)を提供するもの)
金融機関の保証書		
損害保険会社の法令保証証券		(注)例えば、一括納付選択時における申込みから納付までの40日間程度の売買差額に相当する額。
国債等(※)		

(※)国債等の担保価額は、額面から一定割合で割り引いて評価します。

(2) 売買差額の納付方法

- ① 売買差額の納付方法については、下表のとおり輸入申告者が提供した担保に応じて行います。大別すると、a. 担保を金銭で提供し輸入許可後、売買差額に**充当**するか、b. 担保を保証書等で提供し輸入許可後、売買差額を**納付**するかの2つです。
- ② a. 金銭担保を充当する場合(輸入許可後にあらかじめ提供した金銭担保を機構が指定口座に振り替えるもの)は、あらためての売買差額の納付は不要です(納付通知書は交付されません)。
- ③ 納付については、**個別納付(都度の売買分を輸入許可後7日以内に納付)**と**一括納付(一月分の売買分を翌月10日に一括して納付)**が選択できます。

提供方法	種類	納付方法	提供方法	種類	納付方法
特定担保	金銭	機構による充当	根担保	金銭	機構による充当(取崩)、個別納付又は一括納付
	保証書	納付通知書による銀行振込(個別納付)		保証書	納付通知書による銀行振込(個別納付又は一括納付)
		保証証券			
		国債等			

4 輸入加糖調製品の売買差額について

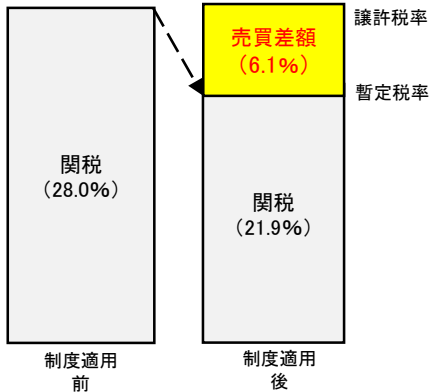
- ◆ 下図(注1)のとおり、関税の一部を売買差額に置き換え、譲許水準の範囲内で、関税と売買差額の両方をご負担いただくこととなります。
- ◆ 売買差額は、譲許税率と関税(暫定税率)の差にCIF(関税の課税標準となるべき額)を乗じて得た額となります。
- ◆ なお、下図の関税はTPP11協定発効6年目のものであり、7年目以降は関税暫定措置法により毎年度措置(注2)されます。

(注1) 下図は一例であり、品目に応じて譲許税率と関税は異なります。

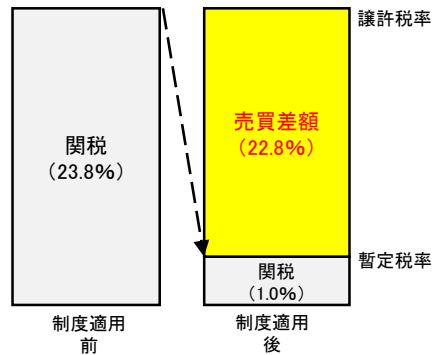
(注2) 6年目以降に関税(暫定税率)が変更になる場合は、関税と売買差額の負担額が変わります。

○イメージ図(一例)

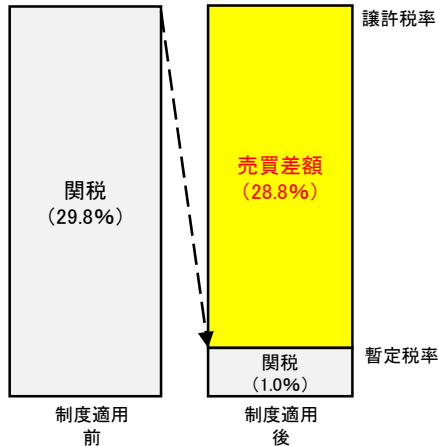
(ココア調製品 HS: 1806.20-121)



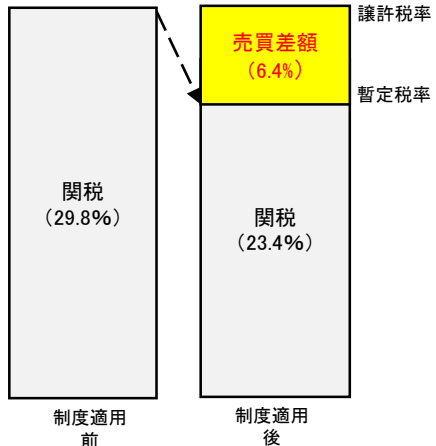
(調製した豆 HS: 2005.51-191)



(ソルビトール調製品 HS: 2106.90-510)



(粉乳調製品 HS: 1901.90-219)



<問い合わせ窓口>

独立行政法人農畜産業振興機構

特産調整部 輸入調整第二課

電話: 03-3583-8775 / F A X: 03-3583-8762

URL: <https://www.alic.go.jp>

alic

検索

最新情報は、
こちらからアクセス。

